

令和 8 年度村山市結婚新生活支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚に伴う新生活に係る費用を支援することで地域における少子化対策に資することを目的に、村山市補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- (2) 補助対象期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間をいう。
- (3) 市税等 村山市において賦課された市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料及び保育料（保育園、認定こども園、小規模保育施設、放課後児童クラブ）をいう。
- (4) 家賃 建物貸賃借契約に定められた賃借料（共益費を含む。）の月額をいう。
- (5) 住居費 結婚を機に新たに住宅を取得するのに要した費用又は賃借する際に要した費用のうち、家賃、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。ただし、次に該当する住宅を除くとともに、家賃について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除くものとする。
 - ア 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - イ 3 親等以内の親族が所有する住宅
 - ウ その他市長が不適当と認めた住宅
- (6) 引越し費用 引越し業者又は運送業者への支払、その他の引越しに係る実費をいう。
- (7) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (8) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学、生活等のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助対象となる世帯は、次に掲げる全ての要件に該当する世帯をいう。

- (1) 第7条の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）において新婚世帯に属する夫及び妻（以下「夫婦」という。）が市内に住所を有すること。
- (2) 次条により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
- (3) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。この場合において、市外からの転入者にあつては、次条の世帯の所得の算出方法における前住所地の市町村税等についても滞納していないこと。
- (6) 賃借住宅に係る家賃を滞納していないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づき補助を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦ともに過去に他の自治体で、この要綱と同様の補助を受けたことがないこと。過去に補助を受給していた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合は、その離婚日が再婚姻日から起算して1年を超えていること。
- (9) 夫婦ともに当該年度中に下記の講座等のいずれかを実施すること。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談（保健師への相談も可とする。）
 - エ 共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

- 2 令和7年度村山市結婚新生活支援事業実施要綱（令和7年4月1日施行）により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であつて、補助上限額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯（以下、「継続補助世帯」という。）が引き続き補助対象となるには、前項第1号、第4号から第6号の要件に継続して該当していること。

（世帯の所得の算出方法）

第4条 前条第2号に定める世帯の所得の算出方法は、市町村長の発行する所得証明書をもとに、当該年4月1日から当該年6月14日までの申請にあつては、前々年中の、当該年6月15日から翌年3月31日までの申請にあつては前年中における夫婦の所得を合算した額とする。ただし、次の号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる計算方法により算出した額とする。

- (1) 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書又は本文の規定による計算方法をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。ただし、当該年4月1日から当該年6月14日までの申請にあつては、前々年中の、当該年6月15日から翌年3月31日までの申請にあつては、前年中における返済額に限る。

（補助要件及び補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費の区分、補助要件及び補助対象経費は、婚姻に

伴う新規の住宅取得又は賃借に係る経費、引越しに係る経費及びリフォーム費用とする。ただし、補助対象期間内に2回以上転入又は転居した場合は、当該期間内における最初の転入又は転居の費用のみを対象とする。

(補助金の額)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は前条の補助対象経費の全額とする。ただし、次の上限を設ける。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯、上限60万円
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯、上限30万円
- 2 住宅の賃借に係る経費について補助を受ける場合、村山市就業者等定住促進助成金交付要綱により助成金の交付を受けている者については、決定を受けた村山市就業者等定住促進助成金額を除いた額とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、村山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯にあつては、第2号から第4号、第6号、第7号、第9号、の書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 婚姻日が分かる婚姻を証明する書類（戸籍謄本）
- (3) 夫婦の住民票の写し
- (4) 夫婦の所得証明書（当該年4月1日から当該年6月14日までの申請にあつては、前々年分の、当該年6月15日から翌年3月31日までの申請にあつては、前年分）
- (5) 夫婦の市税等を滞納していないことを証明する書類（納税証明書）
- (6) 住宅の売買又は工事請負契約書（住宅を新規取得した場合）
- (7) 建物貸賃借契約書の写し（賃貸住宅の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（賃貸住宅に居住し、かつ住宅手当等を受給している場合）（別紙2）
- (9) 貸与型奨学金の返済が分かる書類（返済を現に行っており、世帯の所得から控除する場合。当該年4月1日から当該年6月14日までの申請にあつては、前々年分の、当該年6月15日から翌年3月31日までの申請にあつては、前年分）
- (10) 村山市就業者等定住促進助成金決定通知書の写し（助成を受けている場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が決定したときは、村山市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更と承認)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じたときは、速やかに村山市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号）に第 7 条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、村山市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、補助対象経費の支払いが完了したときは、村山市結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、下記の書類を市長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯については、第 3 号の書類の添付は不要とする。

(1) 事業実績書（別紙 1）

(2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類

ア 住宅の取得又は工事費用の領収書の写し（住宅を新規取得した場合）

イ 住宅賃借費用の領収書の写し（賃貸住宅の場合）

ウ 引越し費用の領収書の写し（引越し業者又は運送業者を利用した場合）

エ 新居のリフォーム費用の領収書の写し（新居をリフォームした場合）

(3) 講座受講等確認書（別紙 2）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 交付決定者は、前条の規定による実績報告後、村山市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、適正な請求を受けた日から起算して 30 日以内に、交付決定者の指定する口座に補助金を振込むものとする。

(状況の調査)

第 12 条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。